

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長

既存学校施設におけるバリアフリー化のための整備方策等について

先般、「既存学校施設におけるバリアフリー化の加速について（通知）」（令和4年3月28日付3施企第33号、国住参建第3945号）において、既存不適格建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の建築基準法上の緩和措置（以下「既存不適格の緩和措置」という。）について、改めて周知を図るとともに、特定行政庁と連携等の上、バリアフリー化を加速していただくようお願いしたところです。

本事務連絡は、既存不適格の緩和措置を含めた方策のうち、各教育委員会から当課に多く相談が寄せられているものについて、分かりやすく、周知を図るものです。

各教育委員会におかれては、下記の点も踏まえ、既存学校施設におけるバリアフリー化の取組を加速するとともに、既存不適格建築物の緩和措置等を踏まえたバリアフリー化のための整備の方策について、設計者及び特定行政庁に積極的に相談するようお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会等に対して周知するようお願いします。

記

1. 既存建築物に対する構造耐力に係る規制の緩和について

（質問）既存不適格となっている既存学校施設について、エレベーター棟等を新たに増築することを検討している。しかし、増築となれば建築物の既存部分に対して現行の建築基準法の構造耐力に係る基準への適合が求められるのではないかと考えている。このことについて、規制の緩和はあるのか。

（回答）規制の緩和があります。当該規定の施行時以後の増築部分の床面積の合計が、当該規定の施行時の当該建築物の延べ面積の1/20以下かつ50㎡以下である場合、既存部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと※を条件に、既存部分への現行基準の遡及適用に対して、緩和措置が設けられています。（建築基準法第86条の7第1項、建築基準法施行令第137条の2）

※ 構造耐力上の危険性が増大しないことの判断については、設計者及び特定行政庁に積極的に相談するようお願いします。

2. 防火地域又は準防火地域内の既存建築物に対する防耐火構造等に係る規制の緩和について

(質問) 防火地域又は準防火地域内の既存不適格となっている既存学校施設について、エレベーター棟等を新たに増築することを検討している。しかし、増築となれば建築物の既存部分に対して現行の建築基準法の防耐火構造等に係る基準への適合が求められるのではないかと考えている。このことについて、規制の緩和はあるのか。

(回答) 制限の緩和があります。当該規定の施行時又は適用時以後の増築に係る部分の床面積の合計が 50 m²を超えない、かつ、当該規定の施行時又は適用時の当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと、増築後の建築物が一定規模*以下であること、増築部分の外壁及び軒裏を防火構造とすること、既存部分及び増築部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設けること等を条件に、現行基準の遡及適用に対して緩和措置が設けられています。(建築基準法第 86 条の 7 第 1 項、建築基準法施行令第 137 条の 10、第 137 条の 11)

※ 防火地域内の学校施設においては、増築等後における階数が 2 以下で、かつ、延べ床面積が 500 m²を超えないもの、準防火地域内の学校施設においては、増築等後における階数が 2 以下であるもの。

3. 全体計画認定による段階的な現行基準への適合について

(質問) 域内の既存学校施設におけるバリアフリー化を検討している。今後、検討を進めていくなかで明らかになる既存不適格についても対応が必要と考えているが、一度の工事で全てに対応することが難しい。段階的な現行基準への適合が認められないか。

(回答) 認められる場合があります。二以上の工事に分けて行うことが建築物の利用状況その他の事業によりやむを得ないものであること、全ての工事完了後に建築基準法令の規定に適合すること、いずれの工事完了後においても交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること等の基準に適合すると特定行政庁が認める場合には、二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行うことが可能となります。なお、全体計画の期間は、一般的には、目安として 5 年程度以下とすることが望ましいとされています。(建築基準法第 86 条の 8、全体計画認定に係るガイドライン)

4. 日影による中高層の建築物の高さの制限について

(質問) エレベーター棟等を新たに増築することを検討している。この際、建築物の高さが周囲の土地に新たな日影を生じさせることが想定される。日影については規制があるが、例外はあるのか。

(回答) エレベーター棟等の増築にあたり、日影規制の例外は次のようなケースが考えられます。(建築基準法第 56 条の 2、令第 135 条の 12)

①特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて

建築審査会の同意を得て許可した場合

②過去に①の許可を受けた建築物の同一敷地内で増築等を行う際に、敷地境界線から一定の範囲を超えて新たに日影となる部分を生じさせることのない場合

＜②の例＞

- ・エレベーター棟等の増築であって、増築部分の日影が規制を受けるエリア内に生じないもの
- ・エレベーター棟等の増築であって、増築部分の日影が既存建築物の日影に含まれるもの
- ・建物内部の増築であって、建築物の立面形状に変更が無いもの

(参考 URL)

○公立小中学校等施設のバリアフリー化加速化セミナー（研修動画）

<https://youtube.com/playlist?list=PLptIfvukPumKBAIbWhqB0woYwr2lMqlrL>

※今後、コンテンツを追加していく予定です

○学校施設のバリアフリー化に関する相談窓口

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_01692.html

○全体計画認定を活用した既存不適格建築物の増築等について

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zentaikeikaku.html>

○全体計画認定に係るガイドラインの一部改正について

<https://www.mlit.go.jp/common/001294993.pdf>

【本件照会先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第一係

電話：03-6734-2291 E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp